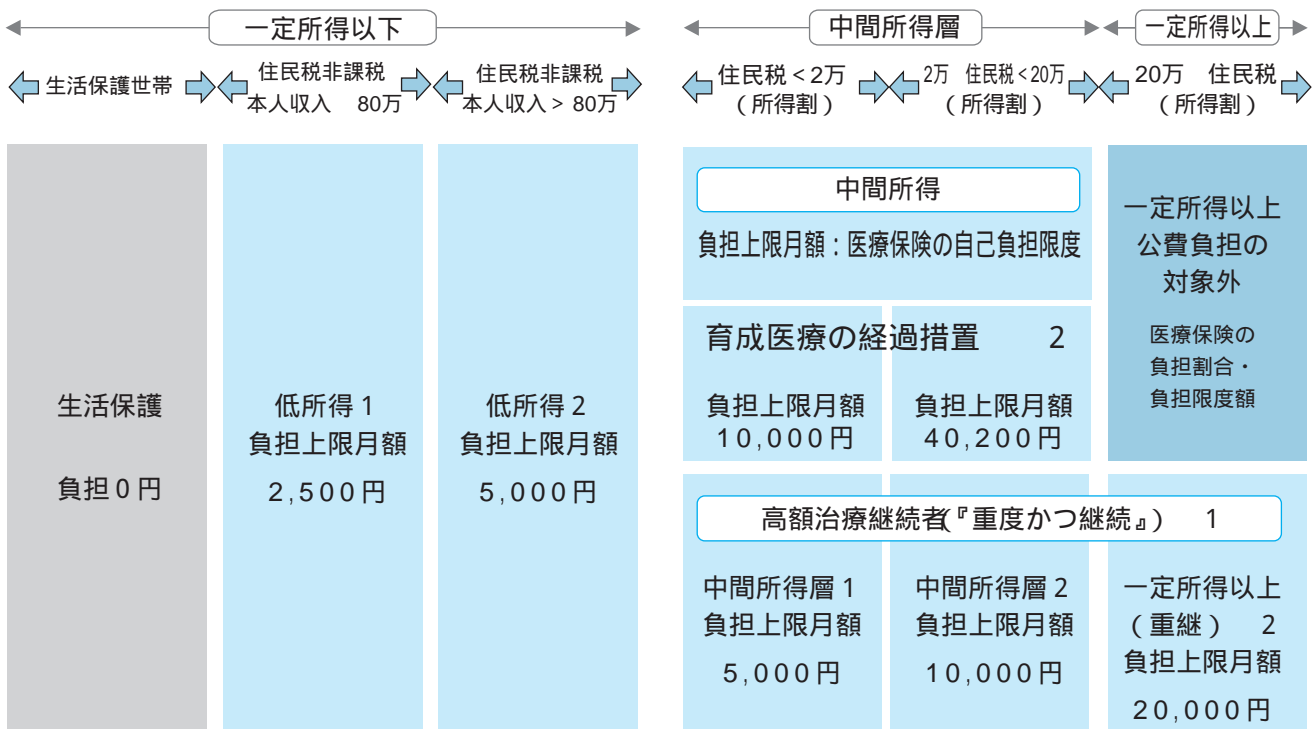


医療費について（自立支援医療）

これまで、障害者の医療費は障害の種類や年齢により、利用者負担の仕組みがバラバラでしたが、これが一本化され『自立支援医療費』となり、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）から、『医療費と所得の双方に着目した負担』に変わり、定率（1割）負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなり過ぎないようにになっています。また、入院時の食費（標準負担額相当）は原則自己負担となります。

◆自立支援医療費の利用者負担上限額



※1 高額治療継続者（『重度かつ継続』）の範囲については、以下のとおり。

① 疾病、症状等から対象となる者

● 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能または免疫機能障害の者

● 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害もしくは薬物関連障害（依存症等）の者または集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険の多数該当の者

※2 育成医療の経過措置および『一定所得以上』かつ『重度かつ継続』の者に対する経過措置は、施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

※自立支援医療でいう『世帯』とは医療保険単位（異なる医療保険に加入している家族は別『世帯』）です。

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 障害者福祉係 TEL 476 - 1111（内線 141・142）